



E チ ケ ッ ト お 客 様 控

搭乗手続き時、あるいは入国審査時に航空券の提示を求められた場合、パスポートと一緒にこの E チケットお客様控えをご提示ください。

契約条件とその他の重要なご注意

旅客が出発国以外の国に最終到達地又は寄航地を有する旅行を行う場合は、モンリオール条約又はその前身であるワルソ一条約(その改正を含み、以下単に「ワルソ条約」といいます。)と呼ばれる国際条約が当該国の国内区間を含む全旅程に対して適用されることがあります。このような旅客については、適用タリフに定められている特別な運送契約を含む適用条約等により規律され、運送人の責任が制限されることがあります。

責任制限に関するご注意

旅客の運送にモンリオール条約またはワルソ条約が適用され、死亡又は身体の傷害、手荷物の滅失又は毀損、及び延着の場合における運送人の責任が制限されることがあります。

モンリオール条約が適用される場合の責任限度は以下のとおりです。

1. 死亡又は身体の傷害に対する責任限度額はありません。
2. 手荷物の破壊、滅失、毀損又は延着の場合については、通常、旅客一人あたり 1,131 特別引出権 1,200 ユーロ又は約 1,800 米ドルが限度とされています。
3. 旅客の延着に起因する損害については、通常、旅客一人あたり 4,694 特別引出権(約 5,000 ユーロ又は約 7,500 米ドル)が限度とされています。

EC の運送人は EC 規則(No.889/2002)により、全ての旅客及び手荷物の航空運送にモンリオール条約上の責任制限規定を適用することが義務付けられています。多くの非 EC 運送人も、旅客及び手荷物の運送について、モンリオール条約を適用しています。

ワルソ条約が適用される場合の責任限度は以下のとおりです。

1. ヘーグ議定書が適用される場合は死亡又は身体の傷害について 16,600 特別引出権(約 20,000 ユーロ又は約 20,000 米ドル)、ワルソ条約(その後の改正を含みません。)のみが適用される場合は 8,300 特別引出権(約 10,000 ユーロ又は約 10,000 米ドル)が限度とされています。多くの運送人は自発的にこれらの責任限度を撤廃しています。また米国の規制により米国内の地点を出発地、到達地又は予定寄航地とする旅行の場合の責任限度額は 75,000 米ドルを下回らないことが義務付けられています。
2. 受託手荷物の滅失、毀損又は延着の場合については、1 キロあたり 17 特別引出権(約 20 ユーロ又は約 20 米ドル)が限度とされています。持込手荷物については 332 特別引出権(約 400 ユーロ又は約 400 米ドル)が限度とされています。
3. 延着に起因する損害についても運送人が責任を負う場合があります。

旅客の運送に適用となる責任制限に関する詳細については各運送人にご確認ください。旅客が複数の運送人により運送される場合に適用となる責任限度についてはそれぞれの運送人にご確認ください。

旅客の運送にいかなる条約が適用されるかにかかわらず、搭乗手続き時に手荷物の価額を申告し必要とされる追加料金を支払うことにより、手荷物の滅失、毀損又は延着による損害について、より高額な責任限度額の適用を受けられる場合があります。あるいは手荷物の価額が適用責任限度額を越えている場合は旅行開始前に十分な保険をかけてください。

出訴期限：損害賠償請求に関する訴えは、航空機が到達した日又は航空機が到達すべきであった日から 2 年以内に提起しなければなりません。手荷物に関する請求：受託手荷物毀損の場合は当該手荷物受取の日から 7 日以内に運送人に対し書面により異議を述べなければなりません。延着の場合は受託手荷物の処分が可能となった日から 21 日以内に異議を述べなければなりません。

契約条件に関するご注意

1. 航空運送を提供する運送人との運送契約には、国際運送、国内運送、又は国際運送に含まれる国内区間であるかを問わず、本通知、運送人が発行する通知又は控、各運送人の運送約款、関連する規則・規制・規定(以下総称して「規則等」といいます。)及び適用タリフが適用されます。
2. 複数の運送人により運送が行われる場合、各運送人について異なる運送約款、規則等及び適用タリフが適用されることがあります。
3. 本通知により、各運送人の運送約款、規則等及び適用タリフは運送契約に組み込まれ、その一部となります。
4. 運送約款は以下を含む場合があります。ただし、これらに限るものではありません。
 - ・旅客の身体の傷害又は死亡の場合における運送人の責任に関する条件と限度
 - ・破損しやすいもの、腐敗しやすいものを含む物品及び手荷物の滅失、毀損又は延着の場合における運送人の責任に

高価な手荷物の申

- パスポートやビザなどの必要書類を所持していない場合はご旅行いただけません。

ご搭乗いただけない場合: オーバーブッキング等により、稀に確認された予約をお持ちのお客様にも座席を提供できない場合がございます。ほとんどの場合には、ご搭乗いただけなかったお客様は補償を受けることができます。適用法令に定めがある場合、運送人は、お客様の意思に反してご搭乗を取りやめて頂く前に、自主的にご搭乗を辞退される方を募らなければなりません。ご搭乗いただけない場合の補償(DBC)に関する全規則や搭乗の優先順位に係る情報につきましては、運送人にお問い合わせ下さい。

搭乗手続き締め切り時刻: お客様控えに記載されている時刻は航空機の出発時刻です。出発時刻は搭乗手続き締め切り時刻又は航空機への搭乗時刻とは**異なります**。各時刻に遅れた場合、ご搭乗をお断りすることがございます。運送人により通知される搭乗手続き締め切り時刻とは、手続きを受け付けることができる最終時刻です。また、運送人により通知される搭乗時刻とは、搭乗口にお越し頂く必要のある最終時刻です。

危險物

FEB2011